

平成 25 年 12 月 26 日（木）

於・特許庁庁舎 9 階 庁議室

産業構造審議会知的財産分科会  
第 5 回弁理士制度小委員会  
議 事 録

特 許 庁

1. 日 時： 平成 25 年 12 月 26 日（木） 14：00～16：00
2. 場 所： 特許庁 9 階 庁議室
3. 出席委員： 野間口分科会長、相澤委員長、飯田委員、市毛委員、井上委員、河野委員、小島委員、櫻井委員、高倉委員、長澤委員、野坂委員、古谷委員、南委員、八木委員
4. 議 題： 開会  
日本弁理士会における自治等の取組について（日本弁理士会）  
弁理士制度小委員会報告書（案）について  
閉会

・ 開 会

○事務局 大変お待たせいたしました。ただいまから産業構造審議会知的財産分科会第5回弁理士制度小委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙の中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、蘆立委員が所用のため御欠席でございます。

それでは以後の進行は、相澤委員長にお願いをいたします。

○相澤委員長 本日の議題は、「日本弁理士会における自治等の取組について」、「弁理士制度小委員会報告書（案）」についてです。事務局から配付資料の確認をお願いします。

○事務局 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の配付資料は、お手元でございます座席表、議事次第・配布資料一覧、委員名簿のほか、資料1「日本弁理士会における自治等の取組について」ということで、日本弁理士会のお名前の資料でございます。資料2「弁理士制度小委員会報告書（案）」。資料3「意匠に係る国際登録出願に関する対応について」の3点でございます。

また席上には、ホームページに既に掲載済みでございますけれども、前回の委員会の議事要旨を配付させていただいております。

以上、不足等はございませんでしょうか。

もう一点、お願いがございます。御発言をなさる際は、マイクを近づけて御発言いただくようお願いをいたします。スイッチボタンはございませんので、そのまま御発言可能でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

・ 日本弁理士会における自治等の取組について（日本弁理士会）

○相澤委員長 前回の委員会におきまして、弁理士の処分実績など、日本弁理士会における自治の取組等について、日本弁理士会から説明をしていただくことにしていました。

また、日本弁理士会の自治等に関する取組の強化を期待する意見も多数の委員からありました。これを踏まえて、日本弁理士会から資料が提出されています。小島委員、古谷委員から説明いただけると伺っています。よろしく申し上げます。

小島委員、どうぞ。

○小島委員 「日本弁理士会における自治等の取組について」とタイトルしてございます資料がお手元にあるかと思えます。5つほどの項目がございますが、それについて説明させていただきます。

まず、会員の処分に関する取組でございますけれども、まず弁理士が業務を適正に遂行せず、弁理士法に違反した場合には、行政処分として経済産業大臣による懲戒制度が用意されております。

一方、日本弁理士会におきましても、日本弁理士会会長による処分制度を整えておりまして、弁理士に対する苦情受付、処分等も行っております。

今般、弁理士の使命の明確化、役員解任権の廃止等が行われました場合、日本弁理士会が会員を指導・監督する責任や、日本弁理士会に対する社会からの期待はこれまで以上に大きなものになると認識いたしております。本小委員会においていただいた弁理士の懲戒、処分制度の機能・実績に関する御指摘を踏まえまして、日本弁理士会の現状について御説明させていただければと思えます。そしてまた今後の対応、取組について説明させていただく予定でございます。他の項目につきましても、同様の構成でまいりたいと思えます。

まず現状でございますが、日本弁理士会の会員に関するトラブル対応は2つほどございまして、紛争の解決を求める「苦情申立」、「紛議調停の請求」と、弁理士の処分を求める「処分請求」がございます。その制度の概要を御説明させていただきます。別紙2のフローチャートと別紙1の処分実績という資料をあわせて御覧御覧いただければと思えます。まず、①苦情申立でございますが、別紙1の処分実績の下欄を御覧いただきますと一目瞭然ですが、減少傾向で推移いたしております。②処分請求は別紙1のフローチャートを御覧いただきますと、処分請求の事案等の件数がおわかりいただけるかと思えます。③紛議調停の請求は、別紙1の最下欄でおわかりいただけるかと思えます。平成24年度までにトータル7件ほどでございます。他方、④情報提供制度というものを置いてございまして、会則で情報提供できるという規定がございます。これは会長に報告し、そして適切な措置をとるというシステムになってございます。それから、各支部におきましても各支部規則がございまして、支部長から会長へ報告するという段取りになってございます。⑤処分の方法には4種類ほどございまして、(1)が戒告。(2)が、会則によって会員に与えられた権利の2年を限度とする停止。要するに、権利停止と言われるものでございます。(3)は経産大臣の懲戒の請求。(4)退会と、徐々に重くなるようになっております。⑥処分の基準でございますけれども、ホームページにおきまして、弁理士及び特許業務法人の処分

に関する運用基準を公表してございますので、御参照いただければと思います。

(2) 当会の取組ということで、今後の取組となりますが、①調査機能の周知による活用の促進を図るとともに、例えば、先ほど申しました情報提供制度、それから一般ユーザー等からの申告制度の存在を、平成25年度末までにホームページにおいて、改めて周知する予定でございます。②標準処理期間の公表ということで、いろいろと期限を切って規定してございます。③処分等の件数の公表ですが、各処分実績をホームページにおいて公表する予定でございます。④処分事案の公表ですが、現在、会報である「J P A Aジャーナル」で公表しているわけですが、これを処分結果の軽重を問わず、処分対象者の氏名、処分の種類、事案の概要をホームページにおいて公表する予定でございます。このための会則等の改正は、ここに書いております平成26年度末までに行いたいというところでございます。⑤調査、審査組織における外部委員の登用でございますが、これもいろいろ御質問を受けた点でございますが、現在、コンプライアンス委員会で弁理士兼弁護士を登用しております、不服審議委員会では弁護士が過半数を構成しているところでございます。そして、綱紀委員会、審査委員会は顧問弁護士を擁しているということで、この顧問弁護士は外部委員でございます。これをさらに見直しまして、学識経験者等の登用を行うために必要な例規の改正を行っていきたいと思っております。⑥その他、会長の関与、処分の量定についてでございますが、綱紀委員会、審査委員会における調査、処分のさまざまな手続に会長が関与してございます。これは綱紀委員会、審査委員会の独自の判断にそごが起きていないかを確認するチェック機能を働かせるためでございます。なお書きのところでございますけれども、先ほど言及いたしましたホームページでございます、「弁理士及び特許業務法人の処分に関する運用基準」において公表しております処分基準については、今後ユーザー等の御意見を頂戴することによって、適宜見直していきたいと思っております。

2. 苦情等の受付に関する取組でございます。中小企業等が安心して弁理士に相談し、業務を依頼できるようにするには、弁理士に対する不満やトラブルを迅速かつ的確に解消する必要がございます。

(1) 現状はどうなっているかと申しますと、当会は従来から「トラブル相談窓口」を開設してございまして、主として電話、書簡等による苦情受付を行ってまいりました。しかしながら、別紙1の処分実績の表にありますように、苦情相談窓口に申し立てがある件数は減少傾向にございます。(2) 今後の取組と状況ですが、①苦情受付機能の強化の第1弾として12月中旬より、ホームページのトップ画面に「トラブル相談窓口」のアイコンを

配置いたしました。これは別紙3に示されるように順を追っていきますと、必要な手続きができるようになってございます。従来は電話を基本としていたのですが、一定の書式に記入をいただくことによって、明確に苦情の申し立てをとらえようとするところでございます。②苦情事例集については先ほども申しましたが、(第六集)の事例集を発行してございます。事例集の発行は処分事案についても行うなど、会員の啓発に努めて、将来にわたって会員に対する注意喚起を行いたいと思っている次第でございます。

### 3. 事務所内情報遮断装置(ファイア・ウォール)に関する取組でございます。

(1)現状はどうかといいますと、この遮断装置は非常に重要な点でございますので、少し出だしのところを読ませていただきます。日常的に依頼者の秘密情報を扱っている弁理士にとって、その情報管理の徹底は職務上非常に重要な事項であり、各特許事務所、特許業務法人では、事務所内または法人内において担当者を明確に分け、情報管理を適切に行うなど、依頼者の信用に応えるために必要な措置を既に講じてございます。実際に、コンプライアンス委員会におきまして平成15年度以降に発生した会員に関する苦情事例全体を分析いたしましても、事務所・法人内の情報管理の不備に関連した苦情は一例もございませんでした。しかしながら、どの程度の情報遮断装置が必要かつ十分であるかについては、これまで当会としては具体的に示してこなかったことですので、会員に対して標準的なルールを示すことが喫緊の課題であると認識いたしてございます。継続研修では、必須科目の「倫理集合研修」の重要なテーマの一つとしまして、利益相反規定を挙げてございます。そして、そのテーマの中でチャイニーズウォールが特許業務法人内で適切に構築され、秘密管理が徹底されていることがポイントであるという指摘をしてございます。(2)当会の取組でございますが、コンプライアンス委員会におきまして、事務所内情報遮断装置の明確化について検討しまして、その結果を踏まえて、平成26年4月末までに会員に周知徹底する予定でございます。具体的にはその下に、明確化、周知徹底したいという項目を書いておりますが、その一つが、①弁理士が共同する事務所において、所属弁理士の業務の分離、案件記録の分別管理等、ほかは省略させていただきますが、そういうものをしっかりと把握して、明確化していきたいと思っております。②として、情報遮断装置が講じられている場合でありまして、利益相反行為の判断は個別具体的な判断によらざるを得ないというところでございます。③個別具体的な判断に際しましては、(ア)手続が文書化されているかどうか、(イ)社内検査体制が確立されているかどうか、(ウ)コンプライアンス部門による監視がなされているかどうか、(エ)研修等によるトレーニングがなさ

れているかどうかを判断の基準としてまいりたいと思っております。

4. 事業の継続性の確保に関する取組でございます。現在、弁理士事務所全体の中で、弁理士一人事務所の割合は、約67%です。これは全弁理士の約28%によって構成されております。一人事務所におきましては、弁理士に不測の事態が起こった場合に、弁理士業務の継続性を担保するべく、円滑な引き継ぎを目的としたシステムを構築してまいりました。しかしながら今般、弁理士一人事務所に起因するトラブルに関する御意見を頂戴したことを踏まえまして、当会における取組を進めたいと思っております。

まず、(1)現状でございますけれども、当会では平成7年に「事務引継規程」を制定いたしました。しかしながら、この「事務引継規程」は現在まではほとんど利用されておられません。その理由はそこに書いてございますが、目的を弁理士が執務不能となった場合に限定していること、それから引き継ぐ弁理士を定めたとしても、当該弁理士との間で将来にわたって良好な関係を維持できるとは限らないことなどが考えられるからでございます。そこで、当会では平成22年に「会員マッチングシステム」を構築いたしました。このシステムは、4つの連携を目的として希望弁理士の登録を行うものでございます。その下に書いております、①定常的連携、②共同化を前提とした連携、③業務引渡を前提とした連携、④業務引受を前提とした連携ということでございまして、登録件数は各項目に記載してございます。当会では、「弁理士業務標準（第6版）」（平成25年2月発行）の中で、「弁理士1人事務所運営における指針」を示してございます。そして、会員同士のグループによる自発的な交流の場においても、円滑な事業承継が行われるよう取り組んでいるところでございます。

今後の取組でございますが、①「弁理士ナビ」に、「他の事務所との連携状況」、「業務引継（後継者選定状況）」に関する欄を設けまして、一人事務所の会員に対して届け出を促し、届け出のあった会員のみ、「弁理士ナビ」の該当欄に記入できるようにするというものです。②「会員マッチングシステム」を、会員弁理士に対する周知、活用促進を図るとともに、引き続き依頼者に対する責任を全うするための注意喚起を、適宜呼びかけてまいりたいと思っております。他方、③「事務引継規程」や、今申しました「会員マッチングシステム」の説明を含む事業承継に関するセミナーも適宜開催していきたいと思っております。

最後の5. 弁理士へのアクセス改善に関する取組でございます。中小企業等による弁理士へのアクセスを改善するため、中小企業向けセミナーや無料相談会、出願等支援制度など、現在日本弁理士会が行っている中小企業支援事業のさらなる拡充、減免制度や補助金

制度に関する弁理士向けの研修の実施等の取組や、弁理士検索システムである「弁理士ナビ」の表示項目、使い勝手の改善、あるいは研修受講実績の見える化を求めているところでございます。(1)現状、もうちょっと御説明申しますと、当会のホームページにおいて公開しております「弁理士ナビ」に掲載している情報は、「基礎情報」と「任意情報」の2種類に分かれてございます。その内容は省略させていただきます。研修受講実績は、弁理士ナビから「受講歴公表ページ」にリンクすることによって、個々の弁理士の研修受講状況を確認することができるようにしているわけでございます。(2)今後の取組といたしまして、弁理士ナビ、研修受講歴に関するユーザーからの意見を反映して、機能追加等の改修を行いたいと思っております。具体的には、①研修受講歴による弁理士の検索機能追加を、平成26年度末までに行いたい。そして、ユーザーのアクセス改善を行いたいというところでございます。それ以下、②研修未受講者を検索できる機能追加。③弁理士の講師活動、著作活動の内容を開示する改修を行いたい。④中小・ベンチャー企業、大学等の支援実績に基づく検索を可能とする機能追加を行いたいというところでございまして、それぞれの期限を切っております。なお、⑤任意情報欄に虚偽の情報を掲載した会員は懲戒の対象、あるいは処分の対象となっております。

以上、5つの取組について説明させていただきました。ありがとうございました。

○相澤委員長 ありがとうございます。

古谷委員、補足をどうぞ。

○古谷委員 私は、国家から与えられた弁理士はどうあるべきか、どうあらねばならないかといったことを常に意識してまいりました。日本が景気のどん底にあえいでいた2000年当時、内閣総理大臣になられた小泉純一郎氏に、物づくりで行き詰まったアメリカがそうであったように、日本も技術立国を宣言して、プロパテント政策を推し進めるべきであることを進言させていただきました。あれから早くも13年がたちましたが、安倍晋三内閣になったことしの6月14日、新たな枠組みとしての日本の再興戦略が閣議決定され、次いで知的財産推進計画2013が発表されました。

我々に関係する知的財産の分野で示されたキーワードは2つ。1つは、研究開発、技術開発の促進。とりわけ420万社に及ぶ中小企業、ベンチャーに活力を与えること。2つは、グローバル化への対応であります。そして、これらのことを中小企業、ベンチャーに最も近いところにある弁理士がしっかりと対応せよといったお叱りと、重く受けとめさせていただいております。



弁理士は今年の5月に1万人に達しました。それをさらに超えてきております。この1万人の弁理士が、国家から与えられた資格であることをしっかりと自覚し、責任を持って、この期待に応えていかなければなりません。今回の弁理士法見直しにおける使命条項の創設は、我々1万人弁理士の行動指針を表すものであります。そのためには、先ほど弊会の小島副会長が、弁理士自らを厳しく律する個別具体策を示させていただいておりますが、すべてに期限を付して、私、古谷の任期中に仕上げ軌道に乗せる覚悟を宣言させていただいたものであります。私は全国の弁理士会会員に対し、従前の殻から脱皮し、自らの手で弁理士の存在価値を高めることを強く求めていきます。これは私、古谷の不退転の決意表明であります。

産業構造審議会弁理士制度小委員会は、本日で5回の審議をいただきましたが、羽藤特許庁長官、野間口分科会会長、相澤委員長を初め、各委員の方々には貴重なお時間を頂戴し、心温まる御審議を賜りましたことを改めて感謝申し上げ、結びといたします。ありがとうございました。

○相澤委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの小島委員、古谷委員からの説明を踏まえまして、日本弁理士会における自治等の取組につきまして、自由に御意見を申し上げます。

市毛委員、どうぞ。

○市毛委員 前々回以来申し上げております、事務所内の情報遮断装置の問題でございますが、この問題はそもそも同一法人内、あるいは同一共同事務所内も同じことでございますが、その中での秘密保持のあり方と、複数所属する弁理士会の利益相反に関するルールがどうあるべきかということがまず先にあって、その一端としてチャイニーズウォールというものを構築すべきだという話につながってくるわけですので、チャイニーズウォールのルールをつくりましたと、明確化しましたということだけではむしろ足りなくて、利益相反のあり方がどうあるべきなのかというところに、さかのぼって取り組まなければいけない問題ではないかと思えます。ですので、チャイニーズウォールのルールをつくったからといってすべてが解決されて、利益相反を緩和していいという話にはならないのではないかとこの点が1点でございます。

具体的には、過去に所属した法人の、自分が担当していなかった業務についてはやってもいいという緩和措置を御提案されていますけれども、日本弁護士連合会の職務基本規程の立てつけとをもう一度比較していただきたいのですが、適切な利益相反を回避するため

の措置が構築されている場合には、過去に所属していた事務所、共同事務所であろうと法人であろうと、事務所内で自分が担当していなかった業務を扱っていいという立てつけになっていまして、その前提のきちんとした措置が利益相反ないし、情報遮断装置が講じられていない場合には、やってはいけないということになっています。そこが本末転倒にならないように、具体的な条文化に当たっては、実体がないのにもかかわらず、ルールだけあれば緩和していいという形にならないように御留意いただきたいと思います。

○相澤委員長 ありがとうございます。

小島委員、どうぞ。

○小島委員 ルールがあればチャイニーズウォールが形成されたと断定して、どんどん突き進むことができるというものでは当然ないわけでございます。問題は、利益相反行為の個別的・具体的判断に際しましてはスパッと割り切れるものではありませんので、それに近い形で、こういった具体的な基準を定めることで、とりあえずは進めたいと思っております。他の点はおおむねおっしゃるとおりだと思っております。

○相澤委員長 ありがとうございます。

野坂委員、どうぞ。

○野坂委員 先ほど古谷会長から大変な決意表明をいただきまして、弁理士会の覚悟を改めて認識しております。その決意表明どおりに、幾つかの数値の目標年次が入っておりますので、ぜひ、これを守ってやっていただきたいと思います。

質問があります。幾つか目標年次が出ている中で4ページ、「処分の量定については適宜見直していく」という表現になっております。この点についてはほかのものと同様、平成26年度末を想定されて、できるだけ見直したいという趣旨なのか、そのスケジュール感について教えていただければと思います。

また、見直す場合については、当然何か不祥事等がありましたら厳しく処分することが必要だと思っておりますが、従前の量定に比べて、状況に応じては、より重い処分を念頭に置いていらっしゃるのか、その点についても説明をいただければと思います。

もう1点の質問は、幾つかの平成26年度末などの決意表明に基づく見直しが行われるのかどうか、また行った結果の実績というか、弁理士会全体のパワーの底上げにどういう形でつながっているかというフォローアップをどうされるのかについて、ぜひ教えていただきたいと思います。

○相澤委員長 ありがとうございます。

小島委員、どうぞ。

○小島委員 まずスケジュールの点でございますが、極力早く推進してまいりたいと思っておりますけれども、いろいろな検討時間が必要だろうと思っておりますので、その時間を一応勘案してございます。スケジュールについては早まることも当然であろうかと思っておりますが、この程度の時間はいただければと思っております。

それと処分関係、処分の内容でございますが、これは当然にいろいろ見直しをやっておるわけですから、少なくとも軽くなることはございません。重い処分もあり得るかなということで、非常に重い課題でございますので、これは丁寧かつ慎重に推進していきたいと思っております。

○相澤委員長 ありがとうございます。

古谷委員、どうぞ。

○古谷委員 御指摘の趣旨を踏まえまして、フォローアップをどうするかについては検討していきたいと思っております。

○相澤委員長 野坂委員、よろしいですか。

○野坂委員 はい、わかりました。

○相澤委員長 ありがとうございます。

長澤委員、どうぞ。

○長澤委員 チャイニーズウォールの関係で私からも一言あります。単なる、コメントになるかもしれませんが。

私は特許の仕事をここで大体30年ぐらやってますが、その間に一度もそのようなミスがなかったかという、数件はありました。数的には非常に少ない数です。それから比較的軽佻なものが多くて、そのたびに弁理士会に対して苦情を提出するということはございません。ただ、「この方は御遠慮願えないか」という話を、事務所や特許業務法人に直接し、内々で処理をしたことはあります。ですので、弁理士会に対して苦情が一例もなかったからといって全部うまくいっているとは言えないと思っております。

どういことがあったかという話をしますと、ここに書かれている(ア)、(イ)で仕組みづくりをやられるということは明記されていると思っておりますし、啓蒙や教育も(ウ)や(エ)でやっていこうじゃないかとなると、残る可能性はミスです。啓蒙活動があったとしても、入所すぐの事務の方や弁理士の方が、事務所の設備や装置に不慣れで、ちょっとしたミスが起きることがあると思っております。例えば我々のファイルの中に他社のファイルが紛れ込ん

でしまったとか、添付を間違えてしまったというミスがあると思います。少なくともある程度の規模以上の事務所については、強要はしなくてもいいと思いますが、推奨するという措置をとられてみてはどうでしょうか。これは意見です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

飯田委員、どうぞ。

○飯田委員 私からは弁理士ナビについて御意見申し上げたいのですが、こちらはアクセスのしやすさということでの改善の取組をしていただきまして、ありがとうございます。

1点だけお願いですが、研究者のデータベースなどでも言えることですが、最新情報に常にアップをしておくということは非常に難しい問題で、平成26年度末で一度こういった形で改良はできると思うのですが、継続的に最新データをアップすることについては何か工夫が必要だと思いますので、お願いしたいと思います。

○相澤委員長 ありがとうございます。

よろしいですか。

日本弁理士会からは非常に前向きな姿勢が示されたという理解でよろしいですか。本日いただいた御意見も踏まえまして、示された内容の実現を推進していただくように、よろしく申し上げます。

#### ・弁理士制度小委員会報告書（案）について

○相澤委員長 次の議題、「弁理士制度小委員会報告書（案）について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、お手元の資料2を御覧ください。産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会報告書（案）です。

1ページめくっていただきますと、開催経緯が書いてあります。平成25年8月に第1回を開催し、今日が第5回となっております。

次のページの左側には委員名簿を掲載しております。

右側の目次ですけれども、本報告書の構成は、最初に総論を挙げております。今回の弁理士法の見直しは、前回平成19年の制度改正の附則にある5年後の見直し規定を契機にしておりますので、これまでの弁理士制度の見直しと、その後の施行状況、それからここ5年間の知的財産をめぐる環境変化などをまとめて、最後に取り組むべき課題を記載してお

ります。その後に各論で、皆様に御議論いただきました論点についてまとめてあります。

一番下に別添として、幾つか参考資料をつけることになっておりますが、先ほど弁理士会からプレゼンいただきました資料1についても、この報告書の別添1という形で添付することを考えております。

それでは中身に入りたいと思いますので、3ページの総論のところを御覧いただきたいと思っております。

まず、1. これまでの弁理士制度の見直しですが、平成12年に弁理士の活動領域の拡大、量的拡大、質的向上を柱とする弁理士法の全面改正が行われ、その後も平成14、17、19年と累次の改正が行われてきております。その背景と概要を下にまとめてあります。

平成12年法では、一つは業務範囲の拡大。それからもう一つ、試験の簡素・合理化の2点が柱となっております。

次のページが平成14年法ですが、ここでは侵害訴訟の代理権を付与するということで、最後の行ですけれども、信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、弁理士さんに侵害訴訟の代理権が付与されており、その方々を付記弁理士と呼んでおります。

平成17年法ですが、ここでは裁判外紛争解決手続（ADR）について業務を充実させています。

最後に平成19年法は、弁理士の資質の向上が一番大きな論点になっておりまして、試験制度の見直しと研修制度の法定化が柱となっております。

その具体的な施行状況が、5ページの真ん中の2. 弁理士法の施行状況というところで、まず（1）弁理士の業務からです。ここは、弁理士法に規定されている業務について条文順に並べてあります。ア. 出願手続等の代理等ということで、施行の状況のところには、我が国への出願件数が、特許、意匠、商標の順で書いてあります。

次のページを見ていただきますと、この中で平成24年においては弁理士が代理人となっているものは、特許出願で約90%、実用新案、意匠、商標が約70%という数字が出ています。一方で、国際出願が増えていることが次の段落に書いてあり、最後の段落には、弁理士が代理人となっているPCT出願が全体の90%を占めているという数字が出ております。

イ. は、税関における差止手続の代理で、これも平成12年法改正で代理権が付与されておりますが、輸入差止申立件数の推移を7ページのグラフに示しています。

ウ. 裁判外紛争解決手続の代理ですが、平成12年及び17年の改正で手当されたものですが、申立件数のグラフが8ページの上に掲げてあります。

エ. 契約の代理、外国出願関連業務等は、(これまでの改正の概要)の3行目のところですが、弁理士の名をもって行うことができる業務(標榜業務)として規定されたものです。9ページに、弁理士が実際にどのような業務を受任しているかというアンケート結果を載せています。一番多いのは、1.の特許に関する出願の代理業務ですが、その次に多いのが10.の外国出願関連の業務で、4.に来る査定系審判関連業務よりも多いという結果が出ています。

オ. 以降が裁判所における業務になります。まず補佐人業務ですが、10ページに受任状況のグラフを掲げています。

カ. が先ほど申し上げた侵害訴訟の代理権ということで、平成14年に付記弁理士の制度ができ、11ページのグラフにあるとおり、現在2753名の方が付記弁理士の登録をされております。付記弁理士が受任している業務が、12ページのグラフのとおりとなっております。

キ. 特定不正競争ですけれども、これも平成12年改正によって業務に追加されたものですが、13ページの(施行状況)にあるとおり、受任している業務として多いのは、第1号の周知表示混同惹起業務、それから第3号の商品形態模倣に関する業務という結果が出ています。ここまでが業務に関するものです。

(2) 弁理士試験ですが、平成12年と19年に大きな改正を行っています。平成12年では試験の内容を簡素・合理化し、また修士号を持っている人について、選択科目の一部免除を導入しています。

平成19年法では、一度受かった試験については、その後2年間は受けなくてもいいということで、より受かりやすくするという形の改正を行っています。

その結果は14ページの上のグラフのとおりでして、弁理士の登録人数は今、1万人を超えたところまで来ております。志願者数は4600人程度だったものが、一時期1万人を超えておりましたが、最近ちょっと減少傾向にあり、今7500人程度。合格者数は700人ちょっとという状況になっています。

15ページ、(3) 研修制度ですが、研修は以前から行われておりましたが、平成19年改正によって実務修習制度と継続研修制度が導入されております。

(施行状況)にあるとおり、これまで3628名の方が受講されております。全体が1万人でするので、3分の1を超えたぐらいの方は、既に実務修習を受講されている方になります。

(4) は弁理士の職責・義務に係る規定でして、平成12年改正において懲戒制度の整備を行っております。

その実績ですが、16ページの（施行状況）にあるとおりとなっています。

（５）特許業務法人制度については17ページのグラフにあるとおり、平成14年に法人数18だったものが、平成24年には177と10倍程度にふえております。所属する弁理士の数も、78人だったものが1437人と、こちらは10倍以上にふえておりますので、法人化された事務所では大規模化が進んでいることがうかがえます。

（６）情報公表制度ですが、弁理士ナビを日本弁理士会ホームページに設けてありますが、アクセス実績は18ページにあるとおり、月2万件弱となっています。

（７）は地域・中小企業に対する支援について、第1段落は特許庁が行っている「知財総合支援窓口」において、弁理士さんに活躍していただいているという話をまとめてあります。第2段落では、日本弁理士会独自にやっている中小企業支援について、9カ所の支部において行われていることをまとめてあります。

（８）地域偏在の状況ですけれども、平成12年当時は弁理士がいないという県があったのですが、量的拡大が進んだことによって、弁理士がいないという県はなくなったという状況になっています。ここまでが施行の状況になります。

次に、3. 知的財産をめぐる環境変化ですが、これは第3回の総論のときに議論いただいたものになります。20ページには、特許出願件数とPCT国際出願件数の推移を並べたグラフを置いています。ここから、これからグローバル対応が必要だということが読み取れるというストーリーになっています。

右側に円グラフが2つありますが、こちらは中小企業数が日本企業の99.7%を占めるのにもかかわらず、特許出願件数が10.8%しかないということで、中小企業支援を手厚くしていかなければいけないということをまとめています。

4. 取り組むべき課題ですが、経済のグローバル化が進展する中、我が国が世界最高の知的財産立国を実現していくために、弁理士・弁理士制度には、我が国企業のグローバルな事業展開に対する知的財産の側面からの支援と、中小企業等に対する一貫した支援を初めとした多方面にわたる貢献が期待されているということで、22ページから24ページにかけては第1回から第4回の委員会におきまして、委員の皆様からいただいた意見を事務局で整理して、項目ごとに並べております。

24ページの最後の行ですが、これらいただいた指摘を総合すると、我が国が世界最高の「知的財産立国」を目指すための人的基盤として、弁理士・弁理士制度には、（１）我が国の企業等のイノベーションを支えること、（２）中小企業・大学を初めとした裾野の広いサービ

スを提供すること、(3) グローバルに強いことが求められているということで各論の議論を行っております。

各論は27ページからになります。最初にⅠ. 弁理士の社会的使命の明確化ですが、ここは委員の皆様から、これを支持する意見をたくさんいただいております。

2. 対応の方向ですが、第1段落の4行目のとおり、「弁理士の使命を法律に規定することが適切であると考えられる」とまとめております。

次に29ページ、Ⅱ. 日本弁理士会に対する監督権限の緩和ですけれども、2. 対応の方向といたしましては、まず(1) 総会決議取消権については、最後の2行に書いてあるとおり、「これを引き続き維持することが適切であると考えられる」。

一方で、(2) 役員解任権についてですが、日本弁理士会みずからの意思決定に基づき多様な活動を迅速に行えるようにするという観点と他土業の状況も踏まえすと、役員に処分の対象となるような行為があったときには、まずは日本弁理士会の自主的な規律に委ねることが適切である。したがって、この自主的な解決の強化をまず求めていくべきであると考えております。

次の段落には、役員解任権をもし廃止した場合にどうなるかということとして、「役員としてではなく、弁理士として間接的に監督が可能である」ということをまとめてあります。最終段落ですが、「したがって、日本弁理士会において自主的な規律が発揮されることを前提として、役員解任権を廃止することが適当であり、仮に会の規律が働かない場合には、役員に対し、「弁理士に対する懲戒権」を発動することにより対応することが適切である」とまとめております。

31ページのⅢ. 大規模特許事務所の在り方ですが、ここは見出しに（利益相反規定等について）ということで、法律事項を明確に掲げています。

32ページの(2) 対応の方向ですが、ここは大規模特許事務所におけるチェーンズ・ウォール・ルールの明確化等、必要な手当を、前は「前提とし」と審議会では出しておりましたが、今回はちゃんと手当はしていただけるということになりましたので、「必要な手当を行った上で」としております。その上で、「特許業務法人に所属していた弁理士の異動について利益相反規定が過度の制約とならないように、制約を緩和することが適切である」とまとめております。

33ページが、Ⅳ. 秘匿特許に関する取組の推進です。取組は2つありまして、35ページの3. 対応の方向ですが、まず(1) 秘匿特権が認定されるための業務ガイドラインの策



定を行う。

それから（２）として、秘匿特権に関する国際取組の推進。ここは第３段落を見ていただきたいのですが、「この問題の解決のためには、まず、条約などの国際的な取り決めが有効であり、WIPOやB+の枠組みにおける国際競争を加速すべく、政府として積極的に取り組むことが期待される」という形にまとめております。

１行置いて最終段落ですけれども、「今後、米国の裁判例の状況を引き続き注視するとともに、以上の取組の結果、我が国において何らかの措置が必要であるかどうかを見きわめつつ、必要な場合には速やかに対応していく」ということを考えております。

38ページ、V. 非弁理士による弁理士活動の取締りの実効性確保ですが、ここは法改正をするのではなく、運用の見直しで対応していくということで、御理解をいただいていると考えております。

3. 対応の方向の最後の段落を御覧いただきたいのですが、「一方、特許庁においては、弁理士または特許業務法人でない者が特許庁における手続の代理をする際には、当該行為が弁理士法第75条に違反するものでないことについて、当該行為を行った代理人に対して確認を求める」ということで、今、この運用を始めているところです。

以上が、イノベーションを支える業務基盤の論点になります。

39ページからは、裾野を広げるためのきめ細やかなサービスの提供ということで、中小企業やベンチャー企業を念頭に置いたものになります。

I. 弁理士業務の充実。まず、1. 弁理士の相談業務ということで、ここはこのページの（３）対応の方向のア. 発明発掘等の相談ですが、40ページの１行目にあるとおり、ここを弁理士の業務として規定することについて、たくさん賛成の意見をいただきましたので、その方向で対応することが適切であると考えております。

ただし、「一方」という段落にあるとおり、弁理士の資格がない人であっても発明発掘等について知見を有する方がいらっしゃいますので、弁理士の独占業務、専権業務にはしない、標榜業務として法律に規定することが適切であると考えております。

次が、イ. 知的財産全般の相談を弁理士の業務と位置付けることについてですが、ここは賛否両論、たくさん意見をいただいております。第１段落には肯定的にいただいた意見をまとめてあります。

一方で、否定的な意見について、第２段落にまとめてあります。

これらの議論を踏まえて、最後に一番多くいただいた議論が、次の「また」というところ

ですが、「ユーザーの視点に立ちつつ、技術は弁理士、法律は弁護士といったように得意分野を生かしつつ、他の士業としっかり連携して対応することが必要ではないか」ということで、複数の方から同じような意見をいただいておりますので、この部分が結論になると考えております。

41ページの2. 特定不正競争についてですけれども、(1)問題の所在のところに①から④まで列挙している項目が今、弁理士ができない業務とされているものです。

(2)の対応の方向ですが、ここに書いてありますとおり、現時点までのところ、必ずしも多くの事案が報告されていないことから、ユーザーニーズが明確ではないということがありますので、42ページの最終段落にあるとおり、「特定不正競争については、具体的条項ごとにユーザーのニーズ及び弁理士の知見の活用可能性を検証し、必要な見直しを行っていく」ということになろうかと考えております。

43ページ、II. 小規模特許事務所の在り方ということで、ここは法律事項が一人法人制度になりますので、そこを明確に見出しに挙げております。

45ページの第2パラグラフを御覧いただきたいのですが、平成24年調査によれば、特許事務所における全事務所数に占める一人事務所の割合は、平成24年時点においても引き続き7割程度で推移しているということで、この点においては平成18年当時と状況に変化は見られません。

ただ一方で、「法人化により事務所の集約化が促進されるのではないか」という意見を前回いただいております。

それから、「従たる事務所に社員の常駐機能がかからない状態において、一人法人を認めるのは問題ではないか」という指摘もいただいております。この点については、44ページに表をまとめたので御覧いただきたいと思います。これは、各士業における従たる事務所の設置の可否と社員常駐義務の有無となります。従たる事務所の設置は、弁理士のほか、ここに掲げている士業すべてに認められておりますが、社員の常駐義務がかかっていないというものが今、弁理士だけになっております。弁護士においては、単位弁護士会が許可する場合は義務がかからない。そうでなければ義務がかかるという状況になっています。

したがって、45ページの下から5行目までのところを見ていただきたいのですが、「このような状況にあっては、まず一人事務所を含む小規模事務所における事業承継ルール等を整備し、それを効果的に活用することにより、依頼者の信頼を確かなものとするのが重要である」と。

それから、一定程度の大規模化を図って総合的なサービスの提供を実現するというのが、特許業務法人制度の本来の制度趣旨でありますので、一人法人制度の導入に向けては、弁理士業務の共同化が進まない理由について、それから事業承継に対する経営者の意識について、あるいは全事務所数に占める一人事務所数の割合が減少している弁護士との相違等について、これから分析していくことが必要ではないかと考えています。

その上で、法人化により事務所の集約が促進されると考えられる場合には、弁理士の地域展開促進と従たる事務所における社員駐在のあり方というほかの論点もあわせて、特許業務法人制度のあり方について、引き続き検討することが必要であると考えています。

(2) 小規模事務所の基盤整備ですが、一方で、「一人事務所を含めた小規模事務所においては、継続的に事業を行われる基盤を整備することが重要ですので、事業継続計画策定であるとか、事業承継ルールの確立が急務である」ということを第1段落に書いています。

第2段落では、「提供するサービスを維持、向上させるためにネットワークを構築する」ということも、ぜひお願いしますとまとめています。

次は、Ⅲ. 弁理士に対するアクセスの改善ということで、2. 問題の所在の第2段落を御覧いただきたいのですが、「弁理士の具体的な業務内容について中小企業にもわかるようにしてほしい」、あるいは「最先端の技術に対応できる弁理士が見つかるようにしてほしい」という指摘を受けております。

3. 対応の方向として、48ページの第3段落に、先ほど弁理士会の小島委員からも報告がありましたとおり、「弁理士ナビ」を充実させることで対応していくということでまとめております。

以上が、裾野を広げるところです。

49ページからは、第3章、グローバルな強さに貢献するための資質の向上ということで、まず試験のことをまとめています。

2. 問題の所在のところに、試験ごとに指摘されている問題点をまとめてあります。

51ページの下3行から、3. 対応の方向ですが、まず(1) 短答式筆記試験については52ページの1行目にあるとおり、「科目別合格基準の導入が適切である」という意見を多くいただいたことから、その方向で検討するとまとめております。ただし、合格基準の設定であるとか、その他試験運用の詳細については、「試験実施主体である工業所有権審議会において、引き続き検討していくことが必要」とまとめています。

(2) 論文式筆記試験必須科目についてですが、こちらは第2段落にあるとおり、「条約

については単独の必須科目とするのではなく、現在の出題の枠組みを維持することが適切である」。

ただし一方で、「近年の条約の重要性の高まりを踏まえ、条約の知識が担保されるように試験を実施する」ということで、条約に関する問題の内容や出題頻度、その周知方法については、試験実施主体である工業所有権審議会において検討していくことになろうかと思えます。

(3) 論文式筆記試験選択科目ですけれども、こちらは35ある選択問題間の難易度をそろえて公平性を担保するのが難しいという問題を抱えておりますので、選択問題の集約化を図っていくということで、こちらでも工業所有権審議会でもどのようにやっていくか、具体策を検討していくことになるかと考えています。

(4) 口述試験についてはたくさん意見をいただきましたが、第3段落にあるとおり、「現時点では口述試験を存置し、上述の運用改正の効果を見きわめることが適切である」ということで、御理解いただけたと考えております。

(5) 試験の一部免除制度については、平成12年の改正においては3行目までで、「多様な人材の参入の効果が見られる」ということ。もう一方で、5行目にある「平成19年改正については導入が間もないことから、制度を変更することは時期尚早である」という意見をいただいておりますので、結論といたしましては、「引き続き現行の免除制度を維持しつつ、免除制度を利用した者の合格者動向を見きわめることが適切である」と考えられると思っております。

54ページの(6) その他の問題、ア. 外国文献及び外国法令については試験で考査するものではなくて、引き続き個人の自己研さんによるものだという事になるかと思いません。

イ. 若い人材の参入については、最終段落にありますとおり、「中期的な課題として、これから検討していくことが必要である」と考えております。

最後に55ページ、II. 実践的な研修を含めた研修の多様化ですが、56ページの3. 対応の方向の(1)にあるとおり、まず内容面について、「実務修習は受講生が社会人であるということ踏まえ、過度の負担にならないようにしなければならない。さらに、なお不足するOJTの経験等については、今年度から始めるという「弁理士育成塾」などの取組によって担保していくことが適切」とまとめています。

次の、継続研修につきましては、弁理士に求められる資質について、今回、委員の方々

からたくさん指摘を受けましたので、それらを踏まえて弁理士会においてメニューを検討していただければと考えております。

(2) 研修の実施面についても、実務実習は経済産業大臣が行うものですので、基本的には最終行にありますとおり、特許庁において必要な検討を行ってまいります。

一方で、継続研修に関するものについては最後の2行にありますとおり、「効果的に行われることが確保できる範囲内において、日本弁理士会の自治に委ねることが適切」だと考えております。

最後に(3)日本弁理士会による自主的な取組ですけれども、「こうした実務修習や継続研修の枠組み以外でも、ぜひ積極的な研修に取り組んでいただきたい」とまとめてあります。

ここまでが各論の話で、その後に「おわりに」と、別添の資料がついて、最後に昨年度、知財研で行いましたアンケート結果がつくという形になっております。

事務局からは以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明を踏まえて、弁理士制度小委員会報告書(案)について、議論したいと思えます。自由に御意見を申し上げます。

市毛委員、どうぞ。

○市毛委員 まず、弁理士の社会的使命の明確化でございますが、この規定を設けることについては私も賛成いたしましたし、皆さん、賛同されていると理解しておりますが、中身について深い議論をしたかということ、そうでもなかったのではないかと考えておりますので、少し中身について思うところを申し上げたいと思えます。

今、弁理士に求められている資質、ニーズは何かということ。研修のところでも議論されていましたが、伝統的に弁理士が誇りを持って行っている業務の中核は、いい明細書を書くことではないかと思えます。決してそれだけに限定するという趣旨ではありませんが、まず弁理士がその責務を自覚して、誇りを持って仕事をしていただくためには、産業財産権の創出にかかわる部分に責任がある、要は、この士業だからこそ提供できるクオリティーの業務はこれだということを示せる内容にしていきたいと思えます。

実際私が本当に尊敬している弁理士の方が何人かいらっしゃいますが、やはり皆さん、いい明細書を書くことに非常に誇りを持っていらして、その伝統を崩さず維持していけるような文言を考えていただきたいと思えます。

大変申しわけございませんが、先ほど、知財全般というような使命条項といった議論もございましたけれども、知的財産権全般という広い使命条項を設けると、本来弁理士が誇りを持ってやってきた仕事は何なのかという焦点がぼけるのではないかというのが、1点危惧されるところでございます。

それから、業務範囲の問題と使命条項の関係をどうとらえるのかということも明確にさせていただきたいと思っております。業務範囲の点については、個別論点において皆さん、いろいろ御議論いただいたと思っておりますが、資格制度がどういうもので、どういう能力を担保して、どういう倫理規程のもとに資格というものを国家が設けているのかと。そういったところの基点に立って、ユーザーのために何が一番必要なことかというのを御議論いただいと理解しております。本日の報告書案も、その結果が反映されていると理解しておりますが、せっかくこの議論が、使命条項を広く設けることで、その使命があるから広げていいのだという将来的な議論につながらないように、ユーザーの視点に立って、何が行うべき業務なのかの枠組みと、使命条項を混同することのないような確認を、できればこの会議でもお願いしたいと思っております。

○相澤委員長 ありがとうございます。

小島委員、どうぞ。

○小島委員 今の市毛委員の御発言に対しまして、まず使命条項に関してですが、えんきよくにはおっしゃっているのですが、お話の内容は、弁理士は特許明細書作成が中心であるというような御発言のように聞こえてくるわけですね。しかし、弁理士業務は知財分野とは言いましても非常に広うございます。要するに、弁護士さんの業務が非常に多岐にわたっておりまして、その中核になるのはどこかということになるわけですが、例えばそれは訴訟業務であるということになれば、訴訟業務を専門とせずに、その他の分野の一角を専門にされている方もいらっしゃるわけですね。

ですから同様に弁理士も、そういった他分野にわたる知財に関する業務活動ができるようにしなければならないと思うわけです。それがとりもなおさずワンストップサービスに寄与するという点でございまして、そこをまず強調したいと思っております。

○相澤委員長 いかがですか。

櫻井委員、どうぞ。

○櫻井委員 私は中小企業の代表として出させていただきます、このように先ほど弁理士会会長から決意の御意見をいただきまして、非常に心強く思います。

それと、39ページから40ページに発明発掘等の相談業務があるのですけれども、中小企業の場合はそういう知的財産、特に特許などが必要というのは非常に考えているのですが、発明発掘に関しては非常に重要な技術でございまして、それを誰に相談するかによってかなり大きく左右されてしまう。やはり大企業みたいな、20人とか30人という弁理士の数とは違って、私たちはその弁理士によってはかなり決まってしまう。それから、特許が取れるか取れないかというだけではなく——私たちの関係している人たちでも多いのですが、弁理士は特許を取ればいいという考え方になっている場合もありまして、ただ特許を取るのが一つの目的化しているという形になっていまして、実際それが紛争みたいになったときには、全然的が違うよということもあったりする。

その辺、特許が目的化するのではなく、中小企業が望んでいるのは発明の権利化ではなく、その発明やアイデアを利用して、かつ活用して事業をうまく展開していくことではないかなと思いますので、そういうことを念頭に置いて、弁理士さんの研修などにおいても、多くの経験を積んだ相談員のアドバイスをいただきたい。

それから中小企業の場合、私たちは特に多いのですが、人材と予算が限られておりまして、うちの場合は東京都の知的財産総合センターなどの公共のところに行って、無料相談というのがすごく比重が高くなっております。そういうところについてはもっと力を入れていただきたいということと、発明発掘等の相談業務については専権業務としてはちょっとまずいので、できれば標榜業務としておくことがすごく必要ではないかということで、考慮していただければと思います。

○相澤委員長 ありがとうございます。

長澤委員、どうぞ。

○長澤委員 同じく産業界の希望という形で述べさせていただきますと、知的財産の業務をしていると一番大事なのは、今おっしゃられたように、いわゆる交渉事とか折衝がどのように動くかです。しかも、その決断をできる限り早く行いたいと我々は思うわけです。それには何が必要かといいますと、いろいろなアドバイス、例えば法律についてのアドバイスです。その法律も特許法だけじゃなくて独禁法であったり、時には民法であったりします。

技術の動向に詳しいのは、実は弁理士さんではないと私は思っていて、技術動向については技術のエキスパートの意見を必ず聞くようにしています。それから、そこに経営とビジネス上の判断を入れて、係争について和解をするのか、次に行くのかという判断をしな

ければいけません。これを遅く判断しているとどうしようもないわけで、これらを迅速に判断して、滞りなく遂行したいわけです。

うちの会社の中で「セクショナリズム」という言葉を使っていますが、ちょっと話が変わると別の部署に行って聞いてくれということが起こります。これと同じようにちょっと話が変わると他のところに行って聞いてくれというのはぜひ避けていただきたいと思います。事務局で今回つくられた報告書は非常によくできていると思うのですが、40ページの下から6行目、7行目の「技術は弁理士、法律は弁護士といったように」の記載は、単なる一例ではありますが、ちょっと誤解を招くので表現を変えた方がよいと思います。ひょっとしたら私がそう発言したかもしれませんが、弁理士さんは技術だけではないと思います。特許法は法律ですから、法律も弁理士さんにお伺いすることも多く、ちょっとこの表現は考えていただきたいと思います。

それから、「ワンストップサービス」という言葉が報告書によく出ますが、ワンストップサービスを実現するための環境整備を行うというのは、ちょっと話が狭くないかなと思います。どちらかというともう少し大上段に構えて、我が国の研究開発の促進とか、産業の振興とか、我が国が例えば対外的に知的財産戦略に関して、強い立場がとれるようにするためのサービスが提供できるような環境整備を行うことを目指してほしいと思います。

もう一つだけ言いますと、今私が言っていることと、先ほど櫻井委員がおっしゃったことというのは、どちらかという弁理士の業務を拡大させる方向が産業界の意見だと思いますので、環境整備を行うことより、もう一步踏み込んでいただけないかなと思います。

○相澤委員長 ありがとうございます。

河野委員、どうぞ。

○河野委員

何度か申し上げてきたことですが、依然として最も高いニーズがあるのは特許明細書作成から出願です。大企業は、ある程度の知財人材を有していますが、中小企業はそうではありません。限られたリソースで知財的にうまく企業をマネジメントしていくという視点に立つと、外部の弁理士の活用が非常に重要になってきます。日本では30数万件の特許出願がなされていますが、実際に使える特許はどうかという点では、なかなか厳しいものがあります。

会社から仕事を頼まれる弁理士としては、その会社の事業に貢献するために、事業視点で特許化、知財化すべきもの、ノウハウとすべきものとか、多面的に相談なり、適切なア



ドバイスができ、必要に応じて事業戦略に整合する特許明細書を作成するということが、非常に重要です。事業の理解なしで、単に特許性、すなわち新規性、進歩性、記載要件を担保するような特許明細書が書ければいいという時代は過去のものとは私は思っています。要するに、クライアントの事業を理解し、事業視点でものを考えられるような弁理士に、一段飛躍する必要があると感じています。市場での競争の中で、使える特許とはどういうものであるかということをおアドバイスできるようになる必要があります。これは中小企業、あるいは大学等の研究機関の先生方から、強く求められていることじゃないかなと思います。

もう1点はやはりグローバル対応能力です。事業が拡大してグローバル競争時代になっています。知財紛争や特許を活用する舞台がグローバルになっていくときに、各国の弁理士、弁護士と仕事をやっていくことが必要です。特にリソースの限られた中小企業にとっては、国内の弁理士がどうしても活躍しなければいけない。外国の代理人と国内クライアントとの良いパイプ役を務めなければならない。これからの時代は、こういった役割が、これまでの弁理士業務と比べて、より強く求められます。

今回まとめられた方向の中には、そういったものが盛り込まれていると、私は感じています。法改正に加えて、弁理士会の運用が大事であり、さらに単に弁理士だけではなく企業、あるいは行政機関と連携をした形で、全体で盛り上げていく必要があると考えております。

○相澤委員長 ありがとうございます。

野坂委員、どうぞ。

○野坂委員 私、先ほど古谷会長の宣言について発言しましたが、一部繰り返しになるかと思いますが、改めて発言したいと思います。

短期間にかなり立派なペーパーがまとまったと評価しております。先ほど弁理士の誇りは、よい明細書を書くことだという御指摘がありました。そういう面はもちろんあると思います。ただ、ペーパーの49ページに、弁理士に求められる資質として、はっきり①、②と書いてあります。実務技能はもちろんだけれども、まず第一番として、「企業活動の国際化への対応」と書いてある意味は大変重いと思っております。我々がこの小委員会で議論してきた最大の背景は、日本企業の競争力の強化のために、弁理士をどう活用していただくかが議論の原点だと思っております。したがって、よい明細書を書くことが誇りであるという限定的な議論ではなかったと、私は思っております。

それゆえ、弁理士自ら1万人の方の責任は重いわけでありまして、また、この案に出ていますように若い有為な人材を迎え入れて、弁理士会としてさらなる発展を目指すという方向性は大変評価しておりますが、若い人をさらに迎え入れるためにも、弁理士が魅力ある士業にならなければいけないと思っております。それゆえ、弁理士会の皆さんの責任はなおさら重いわけでありまして。

今さまざま、日本弁護士連合会等の業務を大変興味深くいつも聞いておりますが、それではなくて、本筋はこの報告書に盛り込まれているように、日本のさらなる成長のために、弁理士が大きな役割を果たすきっかけになっていただきたいと思っております。いずれにしましても、大変ポイントを押さえた報告書がまとまったと、私は評価しております。

○相澤委員長 ありがとうございます。

八木委員、どうぞ。

○八木委員 私から、主に弁理士の質の向上という観点からお話を差し上げたいと思います。従前からこの会議の中で、弁理士の質の向上ということが何度も話に出ておりましたが、一番重要なのは試験制度と研修制度の関係で、特に研修制度は非常に意味があるのかと思います。

日本の現状ですと、一人事務所が極めて多いようですが、こういう中ですと、弁理士が携われる仕事の範囲がおのずから限定されてくるだろうと思います。ただ、そういう弁理士に対しても、当然中小企業等を含めていろいろ期待がかかってくるわけですので、そういう現状も踏まえて、より充実した研修制度を実現していただきたいと思っております。

今回の報告書にも弁理士育成塾など、新しい取組も含めて記載されておりますが、最終的には弁理士会の自治に委ねられるという形になりますので、先ほど申し上げた点を踏まえた、より充実した研修を、ぜひ実現していただきたいと思っております。

○相澤委員長 ありがとうございます。

高倉委員、どうぞ。

○高倉委員 私はこの在り方ペーパーについては、非常によくまとまっていると思います。今までの多様な議論、難しい議論を非常にコンパクトにまとめていただいたと思っております。その上で、工業所有権審議会の試験部会の委員をしている立場、それから大学で特許法等を教育、研究している立場として、若干意見、質問を申し上げたいと思っております。

最初は試験、特に短答式試験のところ、それから口述試験のところについて、資料で言うところ52ページから53ページですが、まず第1点目は52ページの上のほうに書いております

ように、短答式の合格基準の設定や出題数の増加等というところがあります。特に出題数の増加等についても、実施部隊である工業所有権審議会において、検討することができる事項であるということを明確化していただいた点については、非常にいい書きぶりではないかと思っております。

というのは我々、試験部会の中で議論するとき、例えば問題の数を増やしたり、試験制度を変えようとする、これは法律マターではないか、政策マターではないか、したがって、この試験部会の中で議論することができるのかという、やや謙抑的というか慎重な意見があつて、結局何もしないで終わることも多々あるわけです。

そういう中であつて今後、口述試験も含めた全体の試験のあり方を見直す一環として、非常に客観的なテストである短答式について数を増やす。あるいは、試験区分ごとに足切りを設ける。足切りを設けるとなると、ある程度試験問題の数も増やさないといけないわけですが、こういったことが今後試験部会、工業所有権審議会においてみずから検討し、みずから実施していくことができるという意味でこの文章は書かれていると思いますので、そのことを工業所有権審議会でも議論ができるように議事録に残していただきたい部分もありますので、検討することが必要であるという趣旨は検討し、見直しをし、それに沿って実施することができるという意味であるという確認を、1点しておきたいと思っております。

2点目ですが、口述試験についてです。自分の意見は既に過去のこの委員会の場で申し上げたので繰り返しません、最終的に口述試験については現在のまま、とりあえず存置し、今後運用を見きわめていくことになっていると思います。これに関して質問は、運用を見きわめていく、運用を注視していく部門は、産業構造審議会知的財産分科会なのか工業所有権審議会試験部会なのか、あるいは特許庁なのか、その辺の責任と権限の所在を、もちろん口頭でも構いませんが、もう少し明確にしていきたいと思っております。

3点目についてですが、弁理士と弁護士の役割分担。多くの方から議論が出ておりました、私もそれと違う意見を持っているわけではないのですが、言うまでもなく、弁理士は発明から権利を創造するところに使命がある。一方、弁護士さんは当事者の争いを未然に防ぎ、生じればそれを解決し、もって正義の実現を図るという点で、大きく使命は異なるわけであり、そのことをきちんと踏まえて、使命条項について検討せよというお話がありましたし、私も原則そのとおりであろうと思っております。

しかし同時に、弁理士に求められる役割は変わってきていまして、生まれた発明から、そ

のとおりに権利化するだけではやはり足りなくて、その権利をどのように活用し、生かし、ビジネスに結びつけていくかということを念頭に置いて権利化しなければならないというふうに質が変わってきておりますので、こういう弁理士に求められるニーズに応じて、今後弁理士は何をするべきか、どういう教育を受けるべきかというところを考えていかないといけないと思います。

いずれにしても弁理士、弁護士、決して職域を奪い合う2つの存在ではなくて、お互いが二人三脚でユーザーのニーズに応じていくという両者の関係であると思いますので、ぜひ、弁護士、弁理士双方ともユーザーニーズ、それからイノベーション創出という立場に立って、ウィン・ウィンの関係になるような議論をし、今後の使命条項の議論の中でも、ぜひ、そういう関係で両者が協力して進んでいってほしいなど、改めて思います。

○相澤委員長 ありがとうございます。

南委員、どうぞ。

○南委員 今回の報告書（案）ですけれども、これまでの議論を事務局で適切によくまとめていただいて、基本的に異論はございません。特に本日、日本弁理士会さんから決意表明をなされましたが、制度や運用の枠組みだけではなくて、そのような弁理士会の決意トータルで、非常にいい案ができたのではないかと思います。

それから最後に一言、使命条項についていろいろ議論になっていますが、弁理士の役割は先ほど高倉委員からもありましたが、時代によって変わってくるわけですので、あまり職域に関連するような内容ではなくて、もう少し普遍的な弁理士に求められる役割といたしますか、そういった方向でまとめられるのがいいのではないかと考えております。

○相澤委員長 ありがとうございます。

飯田委員、どうぞ。

○飯田委員 私もこの報告書に関しては意見を網羅的に反映した、すばらしい報告書だと思います。改めて事務局様の御尽力に敬意を表したいと思います。

1点だけ、言葉について申し上げたいのですが、43ページの「特許事務所・特許業務法人に求められる機能」ということで、「かかりつけ医」のような特許事務所が求められている」という表現があるんですが、かかりつけ医といいますと、通常は例えば眼科だったらこの先生、耳鼻科だったらこの先生という形になるので、もし、医療業界で言うのであれば、「総合診療医」という表現のほうがいいのではないかと。例えば、小さい地域ではその先生が対応できないものは大きいところに引き継ぐということでも、そういった意味な

のかなと考えています。

○相澤委員長 ありがとうございます。

市毛委員、どうぞ。

○市毛委員 最初の発言に誤解があったようですので、少し補足させていただきます。弁理士の業務に関して、明細書を書くことだけがすべてだと申し上げたつもりはなく、当然で上がった権利、創造された権利の活用や、紛争解決というのももちろん範囲の中に入ってくるという前提で、産業財産権に関しては何が一番大事かという、やはり最初にいい権利をつくっていただかなければ、活用もエンフォースメントもないと、そこが中核なんだというところを見失わないでいただきたいということです。使命条項においては、そのところを見失わないような書きぶりをしていただきたいと思います。産業財産権というところと知的財産権一般、つまり著作権のように、要は出願業務がなくても権利が発生するというものとは、ちょっと性質が違ってきますので、その焦点がぼけないようにということです。弁理士さん固有の業務というのが、社会的にどういう意味があるのかということ踏まえて、さらに社会の趨勢に応じて変容してくるものも取り込んだ位置づけにいただきたいという趣旨でございます。

ですので、どちらかという知的財産権一般という言葉はいかがなものかという疑義を申し上げたのであって、権利の創造に限定するという趣旨ではございませんので、少しそのところを訂正させていただきます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

井上委員、どうぞ。

○井上委員 先ほどから議論になっております、弁理士の仕事の職域の関係でございますけれども、40ページでは、「ワンストップサービスを実現するための環境整備を行う」というまとめになっております。私もこの会の中では、「さまざまな土業の先生方と連携をできるような体制をつくるのがよいのではないかと考えている」と発言させていただきましたので、その点は反映されていると思うのですが、この文章の主語が不明確で、そのワンストップサービスを実現するための環境整備を行う主体がはっきりしません。例えば、弁理士会が対応するのか、それとも特許庁、行政の側が音頭をとって、連携体制を整えるのか、誰が責任を持って実施するのかということを示していただいた方がよいと思います。

○相澤委員長 ありがとうございます。

小島委員、どうぞ。

○小島委員 井上先生の御意見、ありがとうございます。確かに、ワンストップサービスの主語がないように思います。今思ったのですが主として企業の方、なかんずく中小企業の方がワンストップサービスを受けられるというのがメインではないかと思うのです。それに当然に相手になりますのは、弁理士であれば弁理士ということになろうかと思えます。

加えまして、これまでの御発言でいろいろとありがたい御意見もいただいたわけですが、要するに日本の経済力、国力のためというような、大きくとらえる必要があろうかと思っております。時代とともに変遷しておるわけですから、ワンストップサービスも知財権を広くとらえて対応しなければいけない。そうでないと、我々弁理士も動けないということでございますので、そのところをどうぞよろしくお願い申し上げます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

市毛委員、どうぞ。

○市毛委員 今の点についてでございますが、先ほど、知財の問題は独占禁止法とも連携し、ライセンス契約も連携しということでございますので、主語は各士業だと思います。各士業が連携して、そういう意味では弁護士会と弁理士会と、もしかして税理士会もあれば公認会計士も関与する場合もあると思えます。これらの士業の自主的な努力がまず必要であり、我々は各業界協力して、ユーザーのためにいいサービスの提供形態を考える責任があると考えております。あわせて、行政のほうでもそういった受皿を用意していただくとか、そういう御協力をいただければ一番ありがたいことだと考えます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

一通り御意見をいただいたと思えますので、事務局から何かありますか。

○事務局 どうもありがとうございました。非常に貴重な御意見を、これまで5回にわたっていただきまして、私どもなりにいろいろ工夫をしながら、事務局として案をまとめさせていただきました。言うまでもなく、この報告書は委員の皆様方がお作りいただいたものでございます。私ども、これまでいただいた議論を議事録の隅々まで、法律事項に係る部分については、法律につくっていくという作業にこれから入るわけでございますけれども、この報告書で御同意いただいた内容、及び行間に込められました、皆様それぞれこれまで議論いただいた、議事録に全部積み重なっておりますことを一つ一つ思い返しながら、具体的な法律の条文にしていくという決意を新たにしたところでございます。

使命条項のところについてもいろいろ御議論がございましたが、私どもの考えは、繰り返しになりますが、この報告書にございますとおり、具体的な規定の表現については他士

業の立法例も参照しつつ、法律に定められた業務を的確に遂行し得るように案を得るということでございます。行政庁といたしまして、一つの法律の中で、全体として整合がとれたものにするということは当然でございますので、法律としてはそういったものをつくっていくこととなります。

ただ言うまでもございませんが、弁理士に関する新しい期待といったもの、単純に一直線に発明発掘して、それを必ず権利化してということではなくて、場合によっては先ほどから何回も産業界の委員の方からお話があったように、ノウハウにとどめるものもきちんとコンサルティングできるといった御期待もありますので、そういったものをどういうふう書きあらわしていくかということかと思っています。

言うまでもございませんが、法律に書けることというのは、あくまで一種の相場観がございます。他士業を例にしつつ、どこまでそういった思いを込められるかというところにつきましては、我々、これから頭を絞っていくところでございますが、関係行政機関ともども調整をしながら、何とか行政府として案をまとめていきたいと考えている次第でございます。

個々の幾つかの御質問があったので、お答えをさせていただきます。高倉委員からございました、工業所有権審議会が必要だということについては当然のことながら、これから工業所有権審議会でも、問題提起をさせていただきますので、試験の実施機関たる工業所有権審議会でも、具体的な案を考えていただくということを考えているところでございます。

それからフォローをどうしていくのかということもございましたが、具体的な試験の実施機関である工業所有権審議会が、この委員会でいただいた方向性を踏まえてどうしていくかということについては、一義的には試験の実施主体である工業所有権審議会と考えてございます。言うまでもございませんが、この産構審の小委員会でまとめた方向性がきちんと守られているかということについては、また適時適切に、このような形の委員会で御報告する機会をつくる必要もあるかもしれませんし、そういったことについては事務局として、特許庁として、多くの意見を踏まえながら、きちんと考えていくということかと思っております。

また、ワンストップサービスのところで主語の問題がございましたけれども、私どもとしては最後、市毛委員にうまくすくい取っていただいたようなことで考えてございます。一義的にはまず士業の皆様方で、ぜひ連携する体制をつくっていただきたいという思いで、

事務局としてはこの案をまとめてございます。そういったことについて、いろいろと行政庁としてお手伝いすべきことがあれば、また関係行政機関とも連携しながら、それを下支えしたり、いろいろな仲介役になっていくことも必要かと思っている次第でございます。

以上で、御質問等については大体お答えしたつもりでございますが、よろしゅうございますでしょうか。

○相澤委員長 河野委員、どうぞ。

○河野委員 今、事務局にお答えいただいたことがずっと気になっていました。一般的に、法律に落とし込むだけではなく、効果をあげるためには運用面とか法律に出ない部分が重要ですが、それがどう実現されていくのかという点です。

例えば、土業が連携してワンストップサービスの環境をつくる。これは弁理士会だけではできなくて、弁護士会とかいろいろなところ、場合によっては企業なども協力すべきところがあるでしょう。あるいは、弁理士会の研修制度の充実もあります。

今回の委員会の委員は、今後は手が離れてしまうということですか。これがどういうふう to 実現されて実を結んでいくのか、それがどういう形でフィードバックされる、あるいはそれをフォローしていくのかということが気になっております。

○相澤委員長 事務局、どうぞ。

○事務局 委員会の報告書がどのように守られていくかということについては、一義的には委員会自身の、ずっと関心事項であり続けると思っております。そのために事務局が常に、この報告書が守られているかということを逐次チェックしつつ、必要に応じて委員会に対して御報告を申し上げるのだと考えてございます。それでお答えになっておりますでしょうか。

○河野委員 では、何かフィードバックとかそういうのが来るということですね。

○事務局 仕組みとしてはそういうことかと考えております。

○相澤委員長 ありがとうございます。

全体の方向性につきましては、各委員の御理解が得られたと思います。

本報告書の取り扱いにつきまして、本日、各委員からいただいた御意見を踏まえまして、事務局において必要な修正をしていただき、修正については委員長である私に一任いただければと思いますが、皆さん、御異議ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○相澤委員長 ありがとうございます。



## ・意匠に係る国際登録出願に関する対応について

○相澤委員長 それでは事務局から、委員の皆様へ御報告があると伺っていますので、説明をお願いします。

○事務局 お手元の資料3を御覧いただきたいと思います。「意匠に係る国際登録出願に関する対応について」ということで、1. 背景ですけれども、現在、産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会において、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定の加入に向けた審議が行われております。当該協定を締約することにより、一つの出願手続で複数の国への一括出願が可能になる等の、意匠の国際出願に係る利便性が大きく向上します。

これを受けまして、第4段落を見ていただきたいのですが、意匠に係る国際登録出願に関する特許庁における手続という業務が発生しますので、これを弁理士の専権業務とすることについて、今般、意匠制度小委員会において了承されております。

したがって、これを受けて対応の方向ですが、特許に係る国際出願（PCT）及び商標に係る国際登録出願（マドプロ）と全く同じような形になりますので、これらに倣い、意匠に係る国際登録出願に関しても、弁理士の業務としての規定を整備することとして、また弁理士試験の出題範囲及び法定研修（実務修習及び継続研修）の研修内容に含めることが適切であると考えております。

事務局からは以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明のあった内容につきましては、従来の特許に係る国際出願や商標に係る国際出願に倣った規定の整備ですので、これについては特段の御異議はないかと思いますが、よろしいですか。

最後に、事務局から提示されました報告書（案）のパブリックコメントについて、皆様の御了解を得ておきたいと思います。本日、事務局から提示された報告書（案）ですが、本日の議論を踏まえた修正を行った上で、今後広く国民の皆様からの御意見を募るためにパブリックコメントを実施する予定です。パブリックコメントにつきまして皆さん、御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○相澤委員長 ありがとうございます。

○相澤委員長 それでは以上をもちまして、今般の本小委員会における議論が一通り済んだかと存じますので、野間口分科会長から一言いただきたいと思います。

○野間口分科会長 分科会長の野間口でございます。皆さん、御苦労さまでした。

今回もまた、大変有意義な意見を出していただきましたが、これまでの議論を踏まえて、相澤委員長のもとで事務局にも頑張ってください、大変いい形にまとめていただいたと、私自身思っております。

2006年に日本経済団体連合会に知的財産委員会ができて、私は初代の委員長だったのですが、早速、知的財産委員会で弁理士会との交流会を持ちました。知的財産委員会の委員は、各社の知的創造サイクルで特許を生み出し、特許庁に申請するというのをメインの仕事にしている方がほとんどで、契約や係争などを担当されている方もいます。各委員の弁理士に対する期待は非常に大きいものがありまして、国際出願を増やそうと日本全体で声をかけ合っている時代でしたので、国際化という点で非常に強い要望を出したんですが、弁理士会からは企業がそう先走っていてもついていくのが大変だという感じでした。

今回の見直しの議論に最初から参加して感じましたのは、むしろ弁理士会のほうが努力してグローバル対応力をつけてこられたなと思っております。その間、企業群は若干元気がなくなったこともあり、むしろグローバル戦略に遅れが生じているのではと心配しているのです。

こういう形で弁理士の皆様が頑張ってください、単に海外出願だけではなくて、海外でのいろいろな係争、あるいは知財戦略といったものを経営の中に位置づけていく時代があります。弁理士の役割は、そういう点で質的にも量的にもものすごく変わってきており、増えているという思いがしております。その思いを委員の皆さん方から出していただいて、先ほどの米田課長の表現ですが、思いのこもった案になったのではと思いますが、これが思いのこもった法律になるかどうか、また頑張ってくださいと思います。

私は、市毛委員がおっしゃると「そうだな」と、野坂委員がおっしゃると「そうだな」と、櫻井委員の御意見も「そのとおりだ」と、どの意見も非常に正鵠を射ている、ポイントを突いていると意見だと思います。そのぐらい、弁理士を取り巻く環境は多岐にわたって重要性を増してきたのだらうと思います。それに応えようということで弁理士会の会長、副会長から、非常に簡潔に今後の取組の方向、意気込みについて説明いただきましたが、そういったものも踏まえて、よい法案になっていくように期待したいと思います。どうも

皆さん、ありがとうございました。

○相澤委員長 ありがとうございます。

それでは今後のスケジュール等につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 ありがとうございました。

本日の報告書（案）につきましては、本日御指摘いただきました点を踏まえまして、必要な修正を加えました上で、委員の皆様から一任をいただいております相澤委員長に御了承を得た上で、基本的には、できますれば明日から30日間のパブリックコメントを実施する予定でございます。意見公募要領や報告書（案）は電子政府の総合窓口のほか、経済産業省及び特許庁のホームページで御案内するようにしたいと考えております。

なお、報告書（案）の別添資料につきましては、パブリックコメントの際の参考資料として公表はいたしますが、意見公募の対象にはしない予定でございます。

また、次回第6回の本小委員会でございますが、報告書（案）に対するパブリックコメントの意見公募期間終了後に開催する予定でございます。このようなパブリックコメントが出てきましたということも踏まえて、最終的な皆様方の御判断をいただく予定でございます。具体的な日程につきましては委員長と御相談の上で、追って御連絡をいたします。

議題は、パブリックコメントを通じた報告書（案）に寄せられた御意見等と、それに対する考え方を事務局から提示させていただくということでございます。パブリックコメントを踏まえた報告書（案）について、再度委員の皆様にご議論をいただき、最終的に弁理士制度小委員会報告書として取りまとめていくことを予定しております。

以上でございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

以上をもちまして、産業構造審議会知的財産分科会第5回弁理士制度小委員会を閉会いたします。本日は長時間御審議いただきまして、どうもありがとうございました。

・ 閉 会

以上

---

<この記事に関する問い合わせ先>

特許庁総務部秘書課弁理士室

TEL : 03-3581-1101 内線 2111

FAX : 03-3592-5222

E-mail : [お問い合わせフォーム](#)